

序

本書は、アジア経済研究所で1991年に実施した「中国の開発と法」プロジェクトの一貫として企画されたものであり、すでにメインの報告書は針生誠吉・安田信之編『中国の開発と法』(経済協力シリーズ第165号、1992年)として公表している。

このプロジェクトは、現在急速な展開をみせている中国の経済体制の改革・開放をめぐる法的諸問題を「開発法学」という視点から捉え直すということを目的としていた。(開発法学の概念等に関しては、その前年の1990年のプロジェクトの成果である『第三世界開発法学入門』(アジアを見る眼シリーズ、1991年)において編者らの考えを明らかにしている。)

このプロジェクトを実施するに際して香港問題を無視することはできないと考えられた。中国の改革・開放の先端を走っており、その方向を占う意味でも重要なモデルを提供している華南経済圏の背後には、その中枢都市として香港が控えており、しかもイギリスの植民地でもあるこの都市は、1997年に中国に返還されることになっているからである。植民地下において自由放任経済をその存在理由としてきたこの都市が、計画社会主義経済から社会主義市場経済という市場システムへとコペルニクス的転回を遂げつつあるかに見える中国に返還されることの意味をどう考えるのかということは、大げさにいえば文明史的な問題を投げかけているようにも思われたからである。

このような研究自体それなりの大きなプロジェクトを必要とすることはいうまでもない。しかし、上記の研究の関係においても、このプロセスをめぐる法的諸問題についてなんらかの調査を行う必要があった。そこで、イギリスのウォーリック大学教授であり、当時から香港大学の公法教授をもつとめていたヤシュ・ガイ氏(彼はまた“Law and Development Study”<「開発法学」

はこの訳語である>の第一人者でもあり、数多くの著作を発表している) およびロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)講師で、当時香港政府に派遣されていたマイケル・パーマー氏(彼は新進の中国法学者で、華南地方の慣習法の論文を発表しているほか、Dartmouthより刊行されている International Library of Essays in Law and Legal Theory の中国法の編者ともなっている)のお二人に、それぞれ、政治・経済と社会の変動と法の問題について、部分委託として執筆をお願いした。

原稿は、1992年初には頂いていたが、翻訳が間に合わず、また主題そのものがメインのプロジェクトと直接関係するものでなかったこともあり、それから切り離すこととした。その後、上述の『中国の開発と法』の整理に追われ、また編者の大学への転職もあり、その翻訳と整理は大幅に遅れてしまった。この点両氏には深くお詫びしなければならない。

その後、これまでのプロジェクトの幹事役を務めてくれた小林昌之氏に加えて、新たに今泉慎也氏の協力もあり、ようやく刊行できる段階にまでこぎつけることができた。慣習法上の専門用語を駆使しているパーマー氏の論文に関しては、中国家族法に造詣の深い北海道大学助教授・鈴木賢氏に校閲をお願いした。ここで氏に感謝の意を表したい。

原稿受領後、特に最近の1年香港問題は急速に展開しており、両氏の論文の骨子は変更の必要のないものの、この状況の変化を含めた全体的な概観を付することは不可欠であると考えられた。これに関しては、編者が、「中国の開発と法」プロジェクトで設定したと同じ枠組みのもとで議論することとした。さらに香港特別行政区基本法に関しては、読者の便宜に供するために、資料として小林氏による翻訳を付している。

以上のように、本書の刊行は当初の予定からかなり遅れたものとなってしまった。論文を寄せられた両氏に再度お詫びするとともに、このような遅れを寛容にお認め頂いた経済協力調査室の関係者の方々のご好意に感謝したい。